

公開用	

令和 8 年 5 月

第 35 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 11 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和8年5月11日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名  
 欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
6	舩津 鎮男	欠
13	吉村 郁子	出
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	出
12	長城 彰	出
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 127 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 128 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 129 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 130 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第 131 号	令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	<p>出席者 12 名で定足数に達していますので、これより、第 35 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委員・事務局朗読－</p>
会長	<p>それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 127 号から議案第 131 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願ひします。最初に、議案第 127 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 127 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 5 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 7 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 6 件について地区委員より報告願ひます。</p>
西村委員	<p>泉地区 6 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、北泉■■■■、田、1,483 m<sup>2</sup>。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 2 番。物件の表示は、西泉■■■■、田、2,424 m<sup>2</sup>。譲渡人は福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 3 番。物件の表示は、西泉■■■■、田、915 m<sup>2</sup>。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 4 番。物件の表示は、南泉■■■■、田、222 m<sup>2</sup>。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 5 番。物件の表示は、東泉■■■■、田、796 m<sup>2</sup>。譲渡人は、田川郡大任町■■■■、■■■■さん。譲受人は、田川郡赤村■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されて</p>

	<p>おり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 6 番。物件の表示は、東泉■■■■、田、2,208 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されています。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本義においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	最後に、稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。
川本委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、田、225 m <sup>2</sup> 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されています。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本義においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 127 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 127 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 128 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 128 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 5 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。
吉村委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、東大橋■■■■、田、361 m <sup>2</sup> 。このほか農地外 25.5 m <sup>2</sup> 有。転用理由としては、共同住宅を建築するものです。内容は、共同住宅 1 棟 84.2 m <sup>2</sup> 、駐車場 30 m <sup>2</sup> 、その他 272.3 m <sup>2</sup> です。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。許可前にボーリング工事が行われているため始末書が添付されています。書類等完備しており、都市計画区域内の用途地域の第 3 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

<p>会長 富田委員</p>	<p>最後に、延永地区の1件について地区委員より報告願います。 延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字中津熊■■■■、田、1,195㎡。転用理由としては、田から畑へ農地改良するものです。内容は、農地改良1,195㎡です。資金計画は、実行済みです。周辺への被害はなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。すでに実行済みのため始末書が添付されています。書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が全て終わりました。4条関係についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第128号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第128号、農地法第4条の規定による許可申請2件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第129号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読します。議案第129号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和8年5月11日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下8件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。最初に延永地区の地区番号6番、7番について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、延永地区の地区番号6番、7番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により■■■■委員の退室を求めます。 －■■■■委員退室－</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>延永地区の地区番号6番、7番の2件について事務局より報告願います。 延永地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字吉国■■■■、畑、462㎡。このほか農地外106.83㎡有。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により使用貸借権を設定し、資材置場を設置するものです。資材置場508.32㎡、倉庫1棟60.51㎡。資金計画は、実行済み。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号7番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字延永■■■■、畑、158</p>

	<p>m<sup>2</sup>、大字延永■■■■■、畑、595 m<sup>2</sup>、大字延永■■■■■、田、493 m<sup>2</sup>、3筆計1,246 m<sup>2</sup>。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により使用貸借権を設定し、資材置場を設置するものです。資材置場1,246 m<sup>2</sup>。資金計画は、実行済み。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が終わりました。延永地区の地区番号6番、7番についてご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。延永地区の地区番号6番、7番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。ここで、■■■■■委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－■■■■■委員入室－</p>
会長	<p>次に、行橋地区の2件について地区委員より報告願います。</p>
吉村委員	<p>行橋地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、那珂川市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、行事■■■■■、田、1,248 m<sup>2</sup>。所有者は、栃木県真岡市■■■■■、■■■■■さん持分4/10と、栃木県真岡市■■■■■、■■■■■さん持分3/10と、栃木県宇都宮市■■■■■、■■■■■さん持分3/10です。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅3棟448.66 m<sup>2</sup>、駐車場300 m<sup>2</sup>、その他499.34 m<sup>2</sup>。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域内の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号2番。申請人は、大分県中津市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、行事■■■■■、田、1,062 m<sup>2</sup>。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅2棟298.1 m<sup>2</sup>、駐車場235 m<sup>2</sup>、その他528.9 m<sup>2</sup>。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域内の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>次に、今元地区の3件について地区委員より報告願います。</p>

藤川委員	<p>今元地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字金屋■■■■、田、12 m<sup>2</sup>。所有者は、北九州市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、贈与により所有権を移転し、住宅敷地を拡張するものです。敷地拡張 12 m<sup>2</sup>。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが敷地拡張の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 4 番。申請人は、大分県宇佐市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字金屋■■■■、畑、1,081 m<sup>2</sup>。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 2 棟 331 m<sup>2</sup>、駐車場 221 m<sup>2</sup>、その他 529 m<sup>2</sup>。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。最後に、地区番号 5 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字今井■■■■、田、418 m<sup>2</sup>。所有者は、北九州■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 105.19 m<sup>2</sup>、その他 312.81 m<sup>2</sup>。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに造成されているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>最後に、延永地区の残り 1 件、地区番号 8 番について地区委員より報告願います。</p>
富田委員	<p>延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 8 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字中津熊■■■■、田、1,166 m<sup>2</sup>。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、資材置場及び駐車場、作業場を設置するものです。資材置場 207.36 m<sup>2</sup> 駐車場 192.10 m<sup>2</sup> 作業場 133.38 m<sup>2</sup> その他 633.16 m<sup>2</sup>。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>－質疑なし－</p>

会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。</p> <p>議案第 129 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 129 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 130 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 130 号。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 5 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。</p>
会長 事務局	<p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p> <p>説明します。こちらは中間管理機構を通した農地の貸し借りになります。申請地は、大字高瀬■■■■、田、3,358 m<sup>2</sup>と大字辻垣■■■■、田 2,982 m<sup>2</sup>です。借り手は■■■■さんです。■■■■さんは地域の担い手であり、法第 18 条第 5 項第 2 号関係の①②を満たしております。本会議でも審議していただき問題なければ行橋市長にそのように回答します。以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案 130 号について、賛成の方の挙手をもとめます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 130 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第 131 号、令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 131 号。令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について。令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、別紙のとおり本会の審議に附す。令和 8 年 5 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。</p>
会長 事務局	<p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p> <p>説明します。こちらは令和 7 年度の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが行った活動を書いたものです。まずは毎月皆さんから提出していただいています活動報告書を基に書いています。どなたも月 8 日の農地パトロールや農地相談を行えています。次に遊休農地解消や集積についてですが、目標を達成している項目もありますが、目標の 80%超という項目もあります。</p>

	<p>しかしながら、全体としては皆さん目標に対して期待通りの結果が得られたということになっております。最後に総会においての意見を決めなければなりません、目標の通りの活動、成果が得られているということによろしいでしょうか。</p>
会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>—質疑なし—</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第131号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
会長	<p>—全員挙手—</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって議案第131号、令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、適当と認め、総会の意見については議案は、目標の通りの活動、成果が得られているということに決定します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。11番、大田委員、12番、長城委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>